

京都市告示第295号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年8月23日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
京都京北線	北区上賀茂十三石山84番地の1地先から同町92番地の1地先まで	令和3年8月27日午後3時

(建設局土木管理部道路明示課)